

# フレッツ・ADSLオプション申込書

コムリンクインターネットサービス 行

ユーザーサポート担当宛 FAX : 055-220-7393 住所 〒 \_\_\_\_\_

申込日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 会社名 \_\_\_\_\_

会員番号 : \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_ 印

新規でお申込みの場合、会員番号は未記入で結構です。 電話番号 \_\_\_\_\_

契約コース名 : タイプF (月額) タイプF (年額) 昼間連絡先 \_\_\_\_\_

タイプS (月額) タイプS (年額) E-Mail \_\_\_\_\_

タイプG (G2) 注 必ずご捺印をお願いします。

その他 ( )

あてはまるコースにチェックして下さい。

**「フレッツ・ADSLオプションサービス利用規約」に同意の上、  
フレッツ・ADSLオプションを申し込みます。**

1. NTTへのフレッツ・ADSL申し込みは？

申込済み \_\_\_\_\_ 工事日 (登録希望日) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
していない

フレッツ・ADSLは、別途NTTへの契約が必要です。本サービスをお申込みの前に、必ず工事日をご確認下さい。

2. コムリンクのホームページで、フレッツ・ADSLのページは？ [www.comlink.ne.jp/service/adsl.html](http://www.comlink.ne.jp/service/adsl.html)

よく読んで理解した。  
よく読んだが内容がよく分からない。  
読んでいない。

旧サービス(エコノミー、スタンダード等)を御利用のお客様は、フレッツサービス対応のコースにお乗換えが必要となります。お乗換えが完了しておりませんと、本サービスは御利用頂けませんのでご注意下さい。

## 注意事項 必ずお読み下さい。

- ・ フレッツ・ADSLサービスは、「ベストエフォート型」ですので、最大速度を保証するものではありません。
- ・ フレッツ・ADSLオプションで、1.5M、8M、モア、モア がご利用頂けます。(平成15年7月現在)
- ・ フレッツ・ADSL対応接続ID登録作業日は、弊社営業日となります。
- ・ 固定IPアドレスではありません。
- ・ 弊社のご契約とは別に、NTT東日本とのフレッツ・ADSLのご契約が必要です。
- ・ フレッツ・ADSL対応の接続IDでも、フレッツ・ISDNはご利用頂けます。
- ・ フレッツ・ADSLオプションは、月額210円(税込み)となり、年間契約の方の場合は、年額一括お支払い(自動口座引落とし)となります。途中解約されても基本的に返金はありません。
- ・ 申込受理後、必要情報をメールにてお送り致します。書類でのご通知が必要な場合はご連絡下さい。

上記必要事項ご記入後、弊社まで郵送又はFAXでお送り下さい。

〒400-8545 山梨県甲府市北口2-6-10 (株)ウインテックコミュニケーションズ ユーザーサポート担当宛

以下弊社使用欄

受付

返信

# ComLinkインターネット フレッツ・ADSLオプションサービス利用規約

## 株式会社ウインテックコミュニケーションズ

当社は、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT」とします。)が提供するフレッツ・ADSL を、フレッツ・ADSLオプションサービス (以下、「本サービス」といいます。)として提供し、本サービス利用に関する規約を以下のとおり定めます。

### 第1条 (目的)

本サービスは、アクセス回線の常時接続とブロードバンドにおけるインターネットサービスの提供を目的とします。

### 第2条 (内容)

本サービスは、ComLink インターネットサービスの契約者にNTTによる地域IP網を介してComLink インターネットサービスのネットワークに接続する機能を提供するものとします。

### 第3条 (変更)

当社はこの規約を変更することがあります。この規約が変更された後における本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。また、この規約の変更については事前に告知します。

### 第4条 (利用資格)

本サービスを利用できる者は、ComLink インターネットサービスの契約者に限ります。

2.本サービスを利用しようとする者は、NTT が提供する「フレッツ・ADSL」の契約者である必要があります。

### 第5条 (権利の譲渡制限)

本サービス契約上の権利を他人に譲渡又は移転することはできません。

### 第6条 (契約の申込等)

本サービス契約の申し込みをしようとする者は、当社が指定する申込用紙に必要事項記載後郵送またはFAXで申し込む事とします。

2.本サービス契約は、前項の申し込み書が到着し、当社がComLink インターネットサービス約款第3節(利用申込等)に基づき、これを承諾したときに成立するものとします。

### 第7条 (料金)

本サービスの利用に係る料金は別表に定めるとおりとします。

2.本サービスの料金に関してはComLink インターネットサービス約款第7節を準用します。

### 第8条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は3ヶ月となります。  
年額タイプのご契約の場合は、年額一括お支払いとなり、利用期間は時期更新時までとなります。

### 第9条 (サービスの中断)

当社は、本サービスの提供を予告なく中断することがあります。

### 第10条 (解除)

当社は契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。

(1)第5条(権利の譲渡制限)の規定に違反したとき  
(2)第7条(料金)の債務の支払いを怠ったとき  
(3)その他当社の定める事由によりやむをえないと判断されるとき

2.契約者は、本サービスを解除するときは、当社に対して、解除の日の2ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

### 第11条 (ComLink インターネットサービス契約解除時の取扱い)

ComLink インターネットサービス契約が解除された場合、本サービスも同時に解除されるものとします。

### 第12条 (期間)

本サービスの提供開始は平成13年11月1日からとします。

2.本サービスの提供終了はNTTがフレッツ・ADSLの提供を終了する時とします。ただし、その期間内であっても事情により予告なく短縮し又は提供を終了する場合があります。

### 第13条 (通信の切断)

当社は、次の各号に掲げる事由が発生した場合、通信を切断します。

(1)当社が第9条(サービスの中断)によりサービスを中断した場合  
(2)当社又は契約者が第10条(解除)により本契約を解除した場合  
(3)本サービス契約が第11条(ComLink インターネットサービス契約解除時の取扱い)により解除された場合  
(4)本サービス契約が第12条(期間)により終了した場合  
(5)前4号のほか、当社が必要と判断した場合

### 第14条 (免責)

当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った一切の損害(本サービスが利用できないことによる場合を含みます。また、その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。

2.利用者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、利用者に対し当該賠償について求償することができます。

### 第15条 (管轄)

この規約及び本サービスに関する紛争については、甲府地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 別表

NTTのフレッツ・ADSLを利用したComLinkインターネットADSL接続サービスの料金

細目料金(フレッツ・ADSLオプション)

利用月額料金 210 円(税込み)